

福岡市療育手帳制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、知的障がい児及び知的障がい者（以下「知的障がい者」という。）に対して一貫した指導、相談を行うとともに、これらの者に対する各種の援護措置を受け易くするため、知的障がい者に手帳を交付し、もって知的障がい者の福祉の増進に資することを目的とする。

(交付対象者)

第2条 この手帳は、児童相談所および知的障がい者更生相談所で知的障がいと判定された者に対して福岡市長（以下、「市長」という。）が交付する。

(手帳の名称及び記載事項)

第3条 手帳の名称は「療育手帳」とする。

2 手帳（別記様式第1号）には、次の事項を記載する。

- (1) 知的障がい者の氏名、住所、生年月日及び性別
- (2) 障がいの程度
- (3) 保護者（親権を行う者、配偶者、後見人その他の者で知的障がい者を現に監護する者をいう。以下同じ。）の氏名、住所及び知的障がい者との続柄
- (4) 福祉、教育等に関する指導、相談の記録
- (5) その他福祉の便に供するための事項

(障がいの程度)

第4条 障がいの程度は重度とその他に区別し、重度の場合は「A」とし、そのうち最重度を「A1」、重度を「A2」、重度（合併）を「A3」と表示する。その他の場合は「B」とし、そのうち中度を「B1」、軽度を「B2」と表示し、その基準については別紙のとおりとする。

(手帳の交付申請)

第5条 手帳の交付を受けようとする知的障がい者、又はその保護者は、療育手帳交付等申請（届出）書（別記様式第2号）により、居住地を管轄する福祉事務所長を経由して市長に申請するものとする。

- 2 前項の交付申請を受けた市長は、18歳未満の者については児童相談所の長に、また18歳以上の者については知的障がい者更生相談所の長に判定を依頼するものとする。
- 3 判定機関の長は交付対象者について判定を行い、判定結果を判定書（別記様式第3号）に記入のうえ市長に送付するものとする。

- 4 前項の規定にかかわらず、判定機関において交付対象者が既に判定を受けていて判定機関の長が新たな判定を必要としないと認めた場合は、当該既判定の記録に基づき判定書を作成してさしつかえないものとする。
- 5 法令の規定により市長の措置を受けて本市の区域外の児童福祉施設及び知的障がい者援護施設に措置されている知的障がい者は、当該施設長が申請することができる。

(交付決定等)

第6条 判定書の送付を受けた市長は、交付の可否を決定するものとする。

- 2 療育手帳の交付を決定した場合は、判定書記載事項等により療育手帳交付台帳（別記様式第4号）を作成し、必要事項を記入した療育手帳を申請者に交付するものとし、又交付不可の決定を行った場合は、療育手帳交付申請却下通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

(交付後の障がい程度の確認)

第7条 交付後の障がいの程度の確認は判定機関が判定を行う際に次の判定年月を示すものとする。障がい程度の確認については、その時期を別に定めるものとする。

- 2 判定機関の長は前項の確認のための判定を行ったときは、療育手帳の判定の記録欄に必要事項を記入するとともに、判定結果および次の判定年月を福祉事務所に通知するものとする。

(記載事項の変更の届出)

第8条 手帳の交付を受けた知的障がい者又はその保護者は、次の事由が生じたときは、療育手帳交付等申請（届出）書（別記様式第2号）により福祉事務所に届出をしなければならない。

- (1) 住所を変更したとき。
- (2) 氏名を変更したとき。
- (3) 保護者を変更し、又は保護者を必要としなくなったとき。

(手帳の再交付・返還)

第9条 手帳の交付を受けた者が次に掲げる事由に至った場合、手帳の再交付の申請を福祉事務所にすることができる。

- (1) 手帳を紛失又はき損したとき。
- (2) 記録欄に余白がなくなったとき。
- 2 手帳の交付を受けた者が次の事項に該当する場合、本人又はその保護者は、療育手帳交付等申請（届出）書（別記様式第2号）により福祉事務所に返還しなければならない。

- (1) 知的障がい者でなくなったとき。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) その他療育手帳を必要としなくなったとき。
- 3 福祉事務所長は手帳の交付を受けた者が前項の規定に該当することを知った場合は、手帳を返還させることができる。

(準用規定)

第10条 第8条及び第9条第2項の経由については、第5条第1項の規定を準用する。

(住所地の変更)

第11条 第8条の届出が本市の他の区に住所を移した case であるときは、進達とともに新住所地の福祉事務所長が旧住所地の福祉事務所長に対し通知するものとし、この場合において旧住所地の福祉事務所長は新住所地の福祉事務所長に対し交付台帳を移し替えるものとする。

- 2 第8条の届出が本市の市域外から本市に住所を移した case であるときは、福祉事務所長は旧居住地の都道府県知事又は指定都市の長に通知するものとする。
- 3 前項の規定による転居の場合は、第5条に規定する手帳交付の手続きをするものとする。ただし、本市の手帳が交付されるまでの間、経過的に旧住所地において発行された手帳に所要の訂正を行った後、本市が第5条の規定により交付した手帳とみなして使用できるものとする。

(療育手帳交付台帳の消除)

第12条 市長は、次に掲げる場合には、療育手帳交付台帳から、その療育手帳に関する記載事項を消除しなければならない。

- (1) 第9条第2項の規定による療育手帳の返還を受けたとき、または同項の規定による療育手帳の返還がなく、かつ、手帳の交付を受けた者が死亡した事実が判明したとき。
- (2) 第9条第3項の規定により療育手帳の返還を命じたとき。

(福祉局長への委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、昭和49年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成 5 年 7 月 15 日から施行する。ただし、第 3 条及び第 4 条の改定規定は、平成 5 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日において、改正前の福岡市療育手帳制度実施要綱の規定に基づき使用している様式は、この要綱の施行の日以後においても、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 5 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。

別 紙

障がいの程度の判定（判定基準）

1. 重度「A」とその他「B」の基準

（1）重度「A」

18歳未満の者

平成24年8月20日障発0820第3号（「重度障害児支援加算費について」）の2対象となる措置児童等についての（1）又は（2）に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

18歳以上の者

昭和43年7月3日児発第422号児童家庭局長通知（「重度知的障害者収容棟の設備及び運営について」）の1の（1）に該当する程度の障がいであって、日常生活において常時介護を要する程度のもの

（2）その他「B」

知能指数が概ね75以下の知的障がい児（者）であって、（1）に該当するもの以外の程度のもの

2. 手帳の表示区分

重度「A」、その他「B」を知能指数により次のとおり区分する。

障がい程度の判定は知能検査の結果を主な判定基準とし、日常生活の状況等を考慮して総合的に判断する。

A	A1（最重度）	IQ概ね20以下
	A2（重 度）	IQ概ね21～35
	A3（重度合併）	IQ概ね36～50＋身障手帳1～3級
B	B1（中 度）	IQ概ね36～50
	B2（軽 度）	IQ概ね51～75